

# 重要事項説明書

様

---

契約日:

---

京都府指定事業所番号                      2661890075

訪問看護ステーションまるっと

# 重要事項説明書

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕)

## 1 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社 エフ
代表者氏名	代表社員 藤田 隼介
主たる事業所の所在地	京都府綾部市大島町畠田5番地の1 (電話) 080-6104-4843 (FAX)

## 2 利用者に対するサービスを実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業者名称	訪問看護ステーションまるっと
指定事業者番号	2661890075
事業所所在地	京都府綾部市大島町大藪30-1 コーポコレクト I 102号
事業所連絡先	(電話) 0773-48-9369
	(FAX) 0773-48-9370
管理者の氏名	藤田 隼介
サービス提供実施地域	綾部市、福知山市一部(惇明地区、昭和地区、大正地区、雀部地区、成仁地区、遷喬地区、佐賀地区)、その他地域は要相談

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護〔介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護・要支援と認定されたご利用者様に対して、介護予防・訪問看護サービスを提供し、居宅でご利用者様が自立した生活が営むことが出来るように支援する。
運営の方針	1. 指定訪問看護〔介護予防訪問看護〕の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、福祉サービス機関と連携を行い、協力と理解のもとに適切な運営を図る。 2. 可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。 3. 心身の状況に応じた適切な訪問看護サービスを24時間体制で提供する。 4. 健康で笑顔のある生活が送れるよう、常にご利用者様と考えてサービスを提供する。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (但し年末年始の12月31日から1月3日 及び 国民の祝日 は休業日)
営業時間	午前9時00分から午後5時00分まで

(4)サービス可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日(土日祝日は要相談)
サービス提供時間	午前9時00分から午後5時00分まで その他、常時 24 時間、電話等により連絡可能な体制とします

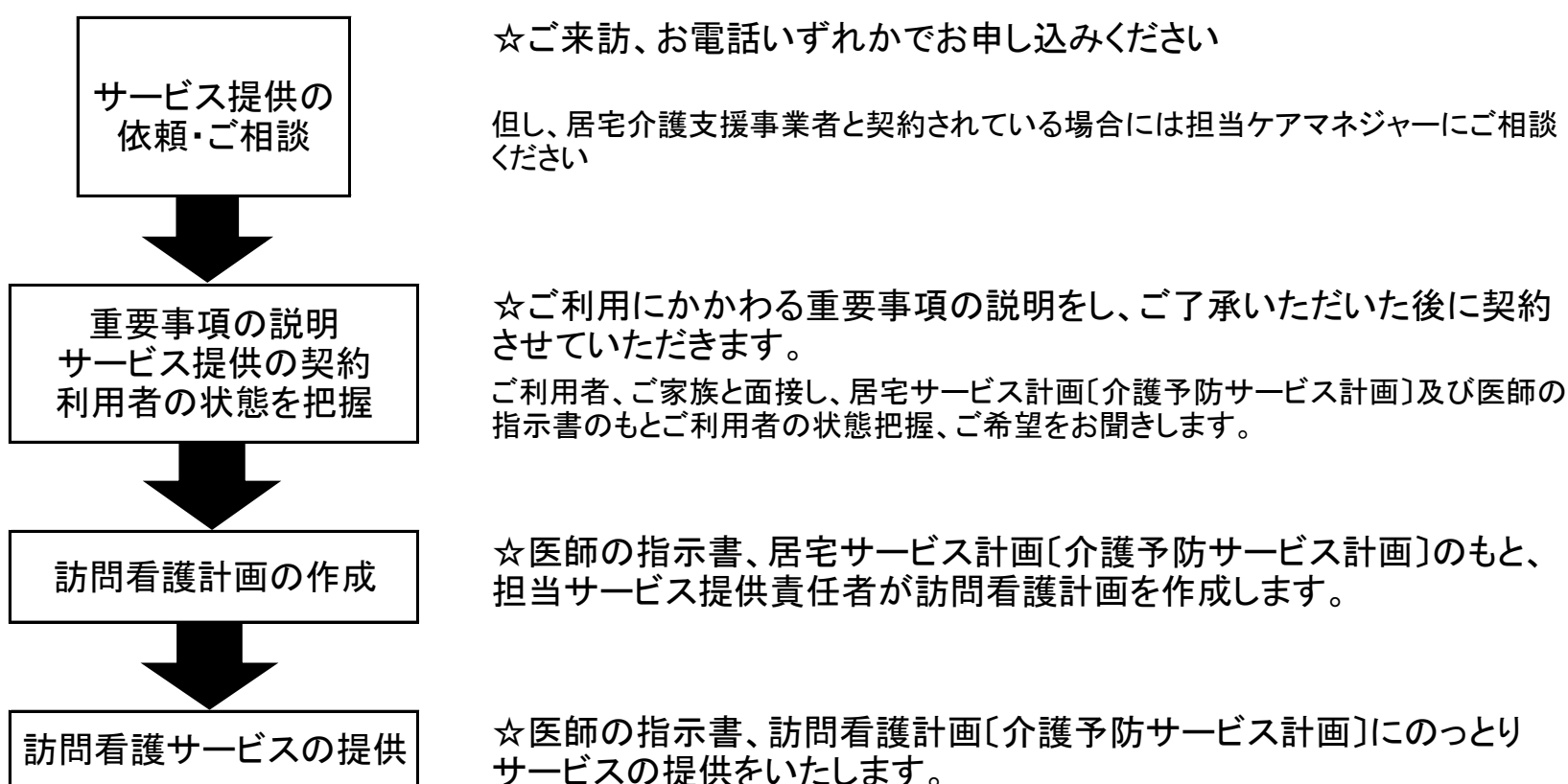
☆天変地異および気象情報で特別警報・警報が出た場合には訪問看護を中止する場合があります。

(5)事業所の職員体制

職名	従事する業務内容	常勤	非常勤	合計
管理者 (看護職員兼務)	職員及び業務の管理	1名		1名
看護職員	看護師	2名以上	0名	2名以上
	准看護師	0名	0名	0名
	作業療法士	0名	0名	0名
事務員	介護給付費等の請求業務及び通信連絡事務等	0名	0名	0名

3 サービスの利用方法

サービス開始までの流れ



#### 4 提供するサービスの内容等

##### (1) サービスの内容について

訪問看護計画 〔介護予防訪問看護計画〕 の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防支援事業者〕が作成した居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画〕を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画〕に基づき、訪問看護〔介護予防訪問看護〕を提供します。 1. 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察) 2. 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など) 3. 在宅リハビリテーション看護(寝たきり予防・手足の運動など) 4. 療養生活や看護・介護方法の相談や指導 5. カテーテル類の管理・床ずれ処置などの医師の指示に基づいての看護 6. その他医師の指示による医療処置 7. 終末期の看護 8. 認知症の看護 9. 精神疾患の看護 10. その他サービス(療養相談・助言・その他)

##### (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者の処方薬の預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤利用者の居宅での飲酒、喫煙
- ⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑦その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

##### (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合(負担割合証に記載)に応じた負担額となります。(下記は1割負担の場合を記載)

###### 【料金表】

###### ■介護予防訪問看護(地域区分 1単位:10円)

サービス提供時間	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
看護師によるサービス	20分未満	303単位	3030円
看護師によるサービス	20分以上 30分未満	451単位	4510円
看護師によるサービス	30分以上 1時間未満	794単位	7940円
看護師によるサービス	1時間以上 1時間30分 未満	1090単位	10900円

■訪問看護(地域区分 1単位:10円)

サービス提供時間	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
看護師によるサービス	20分未満	314単位	3130円
	20分以上 30分未満	471単位	4710円
	30分以上 1時間未満	823単位	8230円
	1時間以上 1時間30分 未満	1128単位	11280円

■加算項目

	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額	内容
初回加算 (Ⅰ)	350単位	3500円	350円	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合
初回加算 (Ⅱ)	300単位	3000円	300円	新規に訪問看護計画を作成し、指定訪問看護を行った場合に算定する。

☆基本料金に対してサービスの提供開始時間が早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯のときは25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は50%増しとなります。

☆上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

☆介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

(4)交通費

交通費は事業所で負担させていただきます。

(5)キャンセル料

キャンセル料は必要ありませんが、利用者の都合により、サービスの利用をキャンセルする場合は、利用予定日の前日の午後5時30分までに事業所に申し出てください。頻回なキャンセル等が発生した場合は、主治医・本人・代理人・連携機関とも協議の元、訪問看護の提供をやめさせていただきますことをございますので、ご了承いただきますようお願い致します。

5 料金の請求及びお支払方法

利用料・その他費用の請求方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額を請求いたします。</li> <li>・上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに発行いたします。</li> </ul>
お支払方法	<p>請求月の末日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業者指定口座へ振り込み(振込手数料はご負担願います)</li> <li>②看護職員へ直接お支払い</li> <li>③金融機関口座からの自動引き落とし(事前にお申込みが必要です)</li> </ul> <p>京都銀行 綾部支店</p> <p>普通預金口座 (口座番号 4126325 )</p> <p>口座名義 ド) エフ</p>

領収証の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書は、振り込みが確認できた時点で発行いたします。</li> <li>医療費控除の還付請求の際に必要なことがあるので、領収証は必ず保管されますようお願いいたします。(再発行の際には事務手数料として1通(1ヶ月分)当たり500円+税をいただきます)</li> <li>・直接お支払いいただいた場合、その場で領収証を発行いたします。</li> </ul>
--------	--

利用料・その他費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から2ヶ月以上遅延し、さらに1ヶ月以上の猶予期間を設けた期限までに支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6 サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービスの提供を行う看護職員

利用者には主担当の看護職員がつきます。

ただし、実際のサービス提供にあたっては複数の看護職員が交替してサービスを提供します。

### (2) サービス提供にあたって

1 サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護[要支援]認定の有無、および要介護[要支援]認定の有効期間)を確認させていただきます。内容に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

2 介護保険負担割合証についても、内容に変更があれば速やかにお知らせください。

3 サービス提供は訪問看護計画[介護予防訪問看護計画]に基づいて行ないます。なお、訪問看護計画[介護予防訪問看護計画]は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

### (3) サービス実施時の留意事項

#### 1 定められた業務以外の禁止

ご利用者は訪問看護計画[介護予防訪問看護計画]に定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

#### 2 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

#### 3 備品等の使用

サービスの実施に必要な備品等(水道・ガス・電気・電話を含む)は無償で使用させていただきます。

### (4) サービス日時・訪問する看護職員の変更

やむを得ない事由で、訪問する看護職員や訪問日時を変更する必要がある場合は、事前にご連絡を致しますのでご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

## 7 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

### (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	藤田 隼介
-------------	-----	-------

### (2) 成年後見制度の利用を支援します。

### (3) 苦情解決体制を整備しています。

### (4) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

### (5) 介護相談員からの意見を受け入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者及び障害者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8 身体拘束等の適正化について

当該事業所は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、事業所等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録します。

## 9 秘密保持と個人情報の保護

(1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

(2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとしします。

(3) 事業者は、個人情報保護方針(プライバシーポリシー)を規定しています。

## 10 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(在宅訪問・通報)	身体または精神の異変を確認
↓	訪問時応答がなく緊急性を判断した場合は自宅入室する
↓	(鍵を預かっている場合を含む)
(病状確認)	安静・安全・生命の確保
↓	病状から緊急対応を判断
↓	家族へ病状を説明の上、緊急対応の同意を得る。
↓	関係機関(福祉事務所等)へ状況説明をする。
(病状の経過観察)	かかりつけ医療機関または、救急病院に対し病状等を説明し
↓	緊急対応を依頼。
(医療機関へ受診要請)	
↓	
(救急搬送)	家族へ現場への急行依頼

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	( )
	住所	
	電話番号 (携帯番号)	

主治医	病院(診療所)名	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	

## 11 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保 険 会 社 名	日本訪問看護事業財団
保 険 名	あんしん総合保険制度

## 12 身分証携行義務

看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 14 居宅介護支援事業者等との連携

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当り、居宅介護支援事業者〔介護予防支援事業者〕及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

## 15 主治医との関係

(1)事業者は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。

(2)事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

## 16 サービス提供の記録

(1)指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、契約終了の日から5年間保存します。

(2)利用者及び利用者の後見人(必要に応じ利用者の家族を含む)は、事業者に対して所定の申し込み手続きの上、保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。ただし、閲覧等に関しては事業者の業務に支障のない時間に行い、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求いたします。

## 17 衛生管理等

(1)看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2)指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。



## 18 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

- ・相談又は苦情があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行う。
- ・相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

### (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】  訪問看護ステーションまるっと	担当者	管理者 藤田 隼介
	電話番号	0773-48-9369
	FAX番号	0773-48-9370
	住所	京都府綾部市大島町大藪30-1 コーポコレクトI 102号
	受付時間	平日(月曜日から金曜日)午前9時00分～午後5時00分 (祝日及び12月31日～1月3日を除く)

\* 上記時間に不在の場合、留守番電話に伝言をお入れください。後日対応させていただきます。

【市区町村の窓口】  綾部市 福祉保健部 高齢者支援課	電話番号	0773-42-4261
	住所	京都府綾部市若竹町8番地の1
	受付時間	月～金 午前 8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始除く)
【市区町村の窓口】  福知山市 福祉保健部 高齢者福祉課	電話番号	0773-24-7013
	住所	京都府福知山市字内記13番地の1
	受付時間	月～金 午前 8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始除く)
京都府 国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係	電話番号	075-354-9090
	住所	京都市下京区烏通丸四条下る水銀屋町620番地 COCON烏丸内
	受付時間	月～金 午前9時～午後12時、午後1時～午後5時 (祝日、年末年始を除く)

## 19 オンライン資格確認について

必要時には保険証の代わりにマイナンバーカードを用いて「オンライン資格確認システム」に照会することで医療保険情報・薬剤情報・健診結果などの情報をその場で確認させていただきます。

## 20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	
-----------------	--

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護(介護予防訪問看護)のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	京都府綾部市大島町畠田5番地の1	
	法人名	合同会社 エフ	
	代表者名	代表社員 藤田 隼介	印
	事業所名	訪問看護ステーションまるっと	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

また、個人情報保護方針(プライバシーポリシー)の規定内容の個人情報の提出に同意します。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印